

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

静岡市立看護専門学校学則の一部改正について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和8年1月9日（金）から令和8年2月9日（月）まで

3 提出された意見の件数

11件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理 由
1	別表第2第2項表「教育内容」列の項目名について ・「隣地実習」の文字が「～実習Ⅱ」の行の位置になっているので、「～実習Ⅰ」に合わせてください。	規則に反映する	ご意見のとおり、参考にさせていただきます。
2	別表第2の備考欄について 第1項、第2項ともに記載がないため、列そのものを削除してはいいかがでしょうか。	規則に反映しない	現在、別表第2の備考欄に記載はありませんが、今後記載する可能性を考慮し、別表第1と同じ様式のままとします。
3	・様式第11号の経過措置について 平成30年3月30日規則第23号の第2項の経過措置について、制定後7年が経過し、第4条に定める在学年限を超過していることから、本経過措置規定を削除してはいいかがか。 実際の卒業証書の様	規則に反映しない	経過措置から相当の期間が経過していますが、附則については過去の改正履歴を明記する目的から現行のままとします。

	<p>式などは、HPに掲載がないものの、担当業務を効率化（覚えることを減ら）し、担当職員を保護する（卒業生からの旧様式での発行要求を防止する）ためにも、ご検討くだされば幸いです。</p>		
4	<p>・第11条の「入学試験」について 条文に第10条第2項が含まれることから「入学試験等」としてはいかがでしょうか。（第2項の「選考」は、厳密には「入学試験」ではないため。）</p>	規則に反映する	ご意見のとおり、参考にさせていただきます。
5	<p>・第2条の身元保証人の人数について 最近では離婚などでも片親が増えており、また、家族関係が複雑になっていることもあり、身元保証人の署名を2名以上集めるのは難しいのではないのでしょうか。 近年では「身元」の保証どころか、経済的な保証も保証会社の保証が増えている現状から、時代にそぐわないと考えられるので、この機会にご検討くだされば幸いです。</p>	規則に反映しない	昨今の親族関係を考えると身元保証人2名の確保が難しい家庭があることも理解できます。しかし、保証人は学生の学校生活について保証する者であり、1名に限った場合は学内手続きが困難になる事態も想定されることから、2名の保証人が必要だと考え現行のままとします。ご意見については、今後検討させていただきます。

6	<p>・第18条本文の引用条文について 運営委員会ですが、「第30条第1項第1号」に修正をお願いします。(第20条第3項では「第1項」を記載しているのです。)</p>	規則に反映する	ご意見のとおり、参考にさせていただきます。
7	<p>・第18条本文「運営委員会」について このあと何回か「運営委員会」が出てくるため、(以下「運営委員会」という。)を追記してはいかがでしょうか。</p>	規則に反映する	ご意見のとおり、参考にさせていただきます。
8	<p>・第21条の文言「学科目」について おそらく「授業科目」と思われるので修正をお願いします。</p>	規則に反映する	ご意見のとおり、参考にさせていただきます。
9	<p>・第24条の見出しについて 第1項では「進級又は」とありますが、みだしで(進級又は卒業の認定)としなくてもよろしいでしょうか。</p>	規則に反映する	ご意見のとおり、参考にさせていただきます。
10	<p>・第24条第2項「必修科目」について 文言としては「卒業必修科目」のため、修正をお願いします。</p>	規則に反映する	ご意見のとおり、参考にさせていただきます。
11	<p>・規則等の案の概要の2について 学校教育法の一部改正を受けての改正として、学科名称の変更や入学資格の変更や</p>	規則に反映しない	規則に対する意見ではなく、意見公募手続に係る資料についてのご意見であるため、規則に反映しません。該当部分は、静岡市立

	<p>称号の付与を行うように見え、また学校教育法の施行日に合わせて改正を急いでいるように見えるため、「規則等を定める根拠となる法令の条項」は記載すべきではないでしょうか。</p>		<p>看護専門学校学則の制定根拠となっている法令がない旨を表記しました。今回の意見公募は終了しましたが、わかりやすい資料作成の参考にさせていただきます。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------	--	----------------------------------------------------------------------------------